

熊本県公報

第10953号
平成15年3月7日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則	(労働雇用課) 2
告 示	
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定	(障害保健福祉課) 4
○ "	(") 5
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 5
○児童福祉法に基づく事業者の指定	(") 6
○道路の区域変更	(道路維持課) 6
○道路の供用開始	(") 7
○熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱	(監理課) 7
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○ "	(") 9
○換地計画の決定	(農地建設課) 9
○産業関連表作成用機材の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(統計調査課) 10
○ファクシミリの賃貸借に係る一般競争入札の実施	(") 11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 12
○ "	(") 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 13
○ "	(") 13
○県有財産の売却	(管財課) 14
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民生活総室) 15
○ "	(") 15
○食の安全対策懇話会の開催	(政策調整課) 15
登 載 依 頼	
○自然環境保全審議会自然保護部会の会議の開催	(自然環境保全審議会自然保護部会) 16
○産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の会議の開催	(産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会) 16

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則

(1) あっせんの対象(第2条関係)
個別労働関係紛争についてあっせんの対象としない事案を次のとおりとする
こととした。

ア 集团的労働関係紛争に係るもの
イ 国家公務員、地方公務員及び船員に係る紛争(一部の公務員の勤務条件に
関する事項についての紛争を除く。)
ウ 労働関係に入っていない募集及び採用に関する紛争

(2) あっせんの申請(第3条関係)
あっせんを希望する紛争当事者の一方又は双方は、あっせんの申請書を知事
に提出しなければならないこととした。

(3) あっせんの開始の決定(第4条)
あっせんの申請があった場合、知事があっせんを開始することが適当でない
と判断したときを除きあっせんを開始することとし、開始の通知を当事者双方
に通知することとした。また、開始しない場合は、申請者にその理由を付して
その旨通知することとした。

(4) あっせん員(第5条関係)
個別労働関係紛争の事件ごとにあっせん員を原則として複数人委嘱し、あっ
せんの手続はあっせん員全員の合意で行うこととした。併せて、あっせん員の
責務について定めることとした。

(5) あっせんの期日等(第6条関係)